

紀の国広葉樹林化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、紀の国森づくり基金（以下「基金」という。）を活用し、森林の持つ公益的機能の高度発揮に寄与するため、スギ及びヒノキの生育が悪い尾根及びその周辺の区域等（以下「生育不適地」という。）の人工林の広葉樹林化、放置竹林の整備等の竹林対策を実施する市町村等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2 補助金の交付の対象となる事業及び事業主体は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3 補助対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする。

(実行経費)

第4 補助の対象となる事業費が定額未満の場合、実績に基づいて交付金の額を確定するものとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 別表1人工林の広葉樹林化の申請にあっては、事業完了後に行うものとし、次の表のとおりとする。なお、当該申請書は規則第13条に規定する補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

ア 広葉樹等植栽

書 類	様 式 等	提出部数	提出期限
事業申請書	別記第2号－1様式	各一部	事業実施年度の 2月末日まで
和歌山県森林環境保全 整備事業関係書類	・ 補助金等交付申請書 ・ 整備内訳表 ・ 苗木明細表 ・ 位置図(25,000分の1、 5,000分の1) ・ 施業図 ・ 役員等に関する名簿 (各写しを添付)		

イ 天然更新補助

書 類	様 式 等	提出部数	提出期限
事業申請書	別記第2号－1様式	各一部	事業実施年度の 3月25日まで
位置図	・ 25,000分の1 ・ 5,000分の1		
施業図			
伐採届・伐採完了届 (受理印の押印がある もの、若しくは受理書)	(写しを添付)		

役員等に関する名簿	別記第 3 号様式		
-----------	-----------	--	--

(2) 別表 1 竹林対策の申請にあっては、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第 1 号様式	各一部	知事が別途定めた日
事業予定表	別記第 2 号－ 2 様式		
役員等に関する名簿	別記第 3 号様式		
整備計画書	別記第 4 号様式		
協定書の写し			

(交付条件)

第 6 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

ただし、(5) 及び (6) にあっては、別表 1 竹林対策に限るものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(2) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に、次に掲げる行為をしようとする場合にあつては、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、森林以外の用途へ転用する行為を含む。ただし、公共事業や林道開設等林業経営上のやむを得ない事由により森林以外の用途へ転用する行為を除く。）

イ 当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為その他の補助目的を達成することが困難となる行為

ウ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 5 条に規定する経営管理意向調査において、市町村に当該補助事業の施行地の経営管理を委託する意思を表示する行為

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。

(4) 天然更新補助のため鳥獣害等防止施設を設置する場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して、5 年を経過した日までに的確な更新がなされない場合には、その後 2 年以内に原則として広葉樹の植栽を行うこと。

(5) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助事業費の減少又は補助事業量の 30 パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(変更の承認等)

第 7 前項第 5 号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。ただし補助金の変更交付を伴うものにあつては、変更交付申請書（別記第 6 号様式）に変更後の事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第 8 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書は、事業実績報告書（別記第 7 号様式）によるものとし、当該様式に添付すべき書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
収支決算書	別記第 8 号様式	各一部	事業実施年度の 3 月 25 日まで
事業内訳表	別記第 2－2 号様式		
施業図			
位置図			
その他			

（しゅん工検査）

第 9 補助申請書又は実績報告書を受理した振興局長は、速やかに紀の国広葉樹林化推進事業検査内規（令和 7 年 3 月 28 日付け森第 807 号）により、しゅん工検査を行うものとする。

2 現場検査には原則として申請者又は代理人が立ち会うこととする。

（書類の提出）

第 10 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表 1 第 1 の 1（2）イの改正規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月２８日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表 1

メニュー名	事業内容	事業主体	採択基準
人工林の 広葉樹林化	スギ・ヒノキ生育不適地の人工林における広葉樹等の植栽、又は天然更新補助。 ただし、事業の実施については、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 植栽樹種は、別に定める広葉樹等対象樹種の樹種によるとともに、周囲の植生に配慮した樹種選択とすること。 イ 植栽苗木は、原則として、県内で育成された広葉樹等苗木を使用すること。 ウ 鳥獣害等防止施設の設置を行うに当たっては、和歌山県森林環境保全整備事業の獣害防止施設適用基準に準じること。	ア 森林所有者 イ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） ウ 林業事業体等（和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号）第5条の規定により木材業者等登録簿に登録されている者をいう。以下同じ。）	ア 再造林を行う面積のうち、広葉樹等を植栽する面積が占める割合を、原則として40%未満とすること。 ただし、崩壊跡地及び岩石地等の生育不適地に植栽する場合を除く。 イ 広葉樹等の植栽を行う面積は0.1ha以上とすること。 ウ 植栽する広葉樹等の本数は、広葉樹等の植栽を行う面積1ha当たり、原則として3,000本とすること。 ただし、市町村森林整備計画に標準的な植栽本数としてこれと異なる記載がある場合はこの限りでない。 エ スギ及びヒノキと広葉樹等とを混植しないこと。 オ 事業を実施する森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林のうち、森林所有者が自ら経営又は管理を行う意思を表示した森林であること。 カ 事業を実施した森林が、事業完了の翌年度から起算して10年が経過するまでの間、適正な管理がなされる見込みであること。 キ 天然更新補助として鳥獣害等防止施設を設置する場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。 1) 事業実施年度の前年度、若しくは事業実施年度に伐採された箇所であること。 2) 市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されていない森林であること。
竹林対策	荒廃竹林の整備及び広葉樹等の植栽。 ただし、事業の実施については、次に掲げる要件を満たすこと。	ア 市町村 イ 森林組合等 ウ 林業事業体等 エ 一般社団法人及び一般財団法人に	ア 1施行地が0.1ha以上であること。 イ 事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長と森林所有者との3者（事業主体が市町村の場合は、市町

	ア 完全に枯損させるため、複数年かけて竹林整備を行うこと。 ただし、補助金の交付の対象は５年目までとする。 イ 伐採した竹材は、林内で整理し、若しくはチップ化し、又は林外に持ち出して処理すること。 ただし、林内で整理及びチップ化する場合、広葉樹林化を図るための管理に支障を及ぼさないこと。 ウ 植栽を実施する場合、植栽樹種は、周囲の植生に配慮するとともに、原則として、県内で育成された広葉樹苗木を植栽すること。	関する法律（平成１８年法律第４８号）第２条第１号に規定する一般社団法人等（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。（以下同じ。）	村長と森林所有者と２者）で協定を締結すること。 ただし、森林所有者の同意を得たことを証する書面の提出をこれに代えることができる。 ウ 樹種転換を図るため伐採後、広葉樹林化を促すこと。 エ 事業の対象森林は、原則として森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２条に規定する森林であること。 また、モウソウチク、マダケ、ハチク等（ササは含まない。）が優占する森林であること。 オ 実施する森林が、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条に規定する地域森林計画の対象森林の場合は、森林所有者が自ら経営又は管理を行う意思を表示した森林であること。 カ 事業を実施した森林が、事業完了の翌年度から起算して１０年が経過するまでの間、適正な管理がなされる見込みであること。
--	--	--	--

別表 2

事 業		補助対象経費	補助率 (補助単価)
メニュー名	区 分		
人工林の 広葉樹林化	広葉樹等植栽	広葉樹等の植栽苗木に要する経費	定額 (別に知事が定めるものとする。)
	天然更新補助	天然更新の補助に要する経費 設置費、資材費、器具損料費等	
竹林対策	竹林整備	竹林整備費(不用竹の除去、搬出集積、破砕、処分、地拵え、植栽、獣害対策施設整備費等)、木竹の加工費、需用費、器具損料費、委託料及び事務費	定額 (別に知事が定めるものとする。)